

日本林業技士会
表彰規程

(趣旨)

第1条 この表彰規程は、日本林業技士会及び日本林業技士会支部の発展、活動に寄与した役員等の表彰に関し、必要とする事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は「功労賞(感謝状)」とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰を受けるものは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本部及び支部の役員を5年以上務めた者又は会員として会の活動に顕著な功績があった者とする。
- (2) 本部にあっては会長、支部にあっては支部長(北海道及び広島県は当該道、県の会長)が推薦した者とする。
- (3) 本部選考委員会で承認したものとする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は、会長、副会長、専務理事で構成する。

(表彰者)

第5条 表彰者は、本部会長とする。

(表彰の内容)

第6条 表彰は感謝状と記念品の授与とする。

(被表彰者の推薦時期)

第7条 被表彰者の推薦は毎年度3月31日までとする。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、推薦翌年度の選考委員会において決定し理事に報告する。

(表彰の時期)

第9条 前条で決定した被表彰者の表彰は、推薦年度の翌年度の本部総会時に行うことを原則とするが、推薦翌年度の支部総会で行うことを妨げるものではない。

(費用負担)

第10条 表彰に必要な経費のうち、感謝状及び記念品の作成については本部が負担するが、表彰のために本部総会へ出席する旅費についてはこれを負担しない。

附則 この規程は、平成27年12月11日から施行する。

※平成28年1月21日文書施行。